

**青梅市議会図書室規則の一部を改正する規則**

上記の議案を提出する。

令和3年9月17日

提出者 議会運営委員長 島 崎 実

(説明)

青梅市議会図書室の図書その他資料の廃棄および除籍に関し、必要な基準を定めたいので、この議案を提出いたします。

**青梅市議会図書室規則の一部を改正する規則**

青梅市議会図書室規則（平成27年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「修繕不能または廃棄が適当と認める図書等を廃棄することができる。」を「別に定める基準により図書等を廃棄または除籍することができる。」に改める。

様式第1号および様式第2号を次のように改める。





付 則

この規則は、公布の日から施行する。